2　内部格付手法採用組合は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合において、当該EADの算出に当たって新農協告示第五十三条に規定するカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、新農協告示第百三十二条各項の規定により算出したEAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

掛目＝$\sqrt{(Tm/10)}$

Tmは、新農協告示第五十二条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間をいう。この場合において、同項中「前項」とあるのは「附則第二条第二項」と、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

3　前項の規定は、内部格付手法採用組合が、リテール向けエクスポージャーであって、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

（農業協同組合等における適格中央清算機関に係る経過措置）

第三条　当分の間、新農協告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義は、同号の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（次項において「旧農協告示」という。）第一条第七号の三に定めるところによる。

2　当分の間、新農協告示第二百四十六条の七の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧農協告示第二百四十六条の七の規定により算出するものとする。

（漁業協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第四条　当分の間、第二条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下この条及び次条において「新漁協告示」という。）第五十条第二項及び第三項、第百三十二条第五項、第百四十条第五項、第二百三十六条第二項並びに第二百四十六条の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五十条第二項	標準的手法採用組合は、次の各号に掲げる組合のいずれにも該当しない場合にあっては	標準的手法採用組合は
第五十条第三項	標準的手法採用組合は、前項各号に掲げる組合のいずれにも該当しない場合において	標準的手法採用組合が
第百三十二条第五項	第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。	第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。
第百四十条第五項	第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。	第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。
第二百三十六条第二項	第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。	第五十条から第五十三条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。
第二百四十六条の六第一項	同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中	同章の規定中

2　内部格付手法採用組合は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合において、当該EADの算出に当たって新漁協告示第五十三条に規定するカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、新漁協告示第百三十二条各項の規定により算出したEAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

掛目＝$\sqrt{(Tm/10)}$

Tmは、新漁協告示第五十二条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間をいう。この場合において、同項中「前項」とあるのは「附則第四条第二項」と、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

3　前項の規定は、内部格付手法採用組合が、リテール向けエクスポージャーであって、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。